○厚生労働省告示第三百六十七号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項、第三十条の三十三の八及び第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示

（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第一条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	病棟（ロ（1）及びハ（1）、（2）及び（23）を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　病床数、人員の配置、医療機器等	（略）	（略）
イ・ロ　（略）		
ハ　医療機器等		
(1)～(3)　（略）		
(4)　急性期総合体制加算 1から5までのいずれかを算定している病院にあっては、急性期総合体制加算1から5までのいずれを算定しているかの別		
(5)　包括期充実体制加算 を算定している病院にあっては、その旨		
(6)　看護・多職種協働加算を算定している病院にあっては、その旨		
(7)　医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあっては、その旨		
（削る）		

報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	病棟（ロ（1）及びハ（1）、（2）、（7）及び（23）を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所）	（略）
（略）	（略）	（略）
三　病床数、人員の配置、医療機器等	（略）	（略）
イ・ロ　（略）		
ハ　医療機器等		
(1)～(3)　（略）		
(4)　総合入院体制加算1 から3までのいずれかを算定している病院にあっては、総合入院体制加算1から3までのいずれを算定しているかの別		
(5)　急性期充実体制加算 1又は2を算定している病院にあっては、その旨		
（新設）		
（新設）		
(6)　小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨		
(7)　精神科充実体制加算 を算定している病院にあっては、その旨		

	(8)～(10)　（略） (11)　コンピュータ断層撮影装置の数 (i)　百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)　六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (iii)～(v)　（略） (12)～(23)　（略）	（略）
入院患者に提供する医療の内容	（略）	（略）
	六　がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ～ル　（略） （削る）	（略）
	ヲ～レ　（略）	（略）
	（略）	（略）
	八　救急医療の実施状況 イ～カ　（略） （削る）	（略）
	ヨ～レ　（略）	（略）
	（略）	（略）
	十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ～ル　（略） ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ヌの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価	

	(8)～(10)　（略） (11)　コンピュータ断層撮影装置の数 （新設） (i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)～(iv)　（略） (12)～(23)　（略）	（略）
入院患者に提供する医療の内容	（略）	（略）
	六　がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況 イ～ル　（略） ヲ　脳血管内手術の実施件数 ワ～ソ　（略）	（略）
	（略）	（略）
	八　救急医療の実施状況 イ～カ　（略） ヨ　急性期充実体制加算1及び2の算定件数 タ～ソ　（略）	（略）
	（略）	（略）
	十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況 イ～ル　（略） ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ヌの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価	

	（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の(2)ト又は同(4)ハの日常生活機能の評価をいう。ワにおいて同じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（2）ト又は同（4）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ワにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数 ワ・カ　（略）	（略）	（略）
	（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の(2)ト又は同(4)ハの日常生活機能の評価をいう。ヲにおいて同じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（2）ト又は同（4）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ヲにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数 ワ・カ　（略）	（略）	（略）

第二条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
医療機関機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項に規定する医療機関機能をいう。以下同じ。）	一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日における医療機関機能	病院又は診療所	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル等に記録する方法」という。）
	二　法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能	病院又は診療所	ファイル等に記録する方法
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	三　法第三十条の十三第一項第三号に規定する基準日病床機能	（略）	ファイル等に記録する方法

改正前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）	（新設）
病床の機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三第二	一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	（略）	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル

	四　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第四号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	五　（略）	（略）	（略）
	六　構造設備等 イ　同一敷地内又は隣接する敷地内の施設・事業所等 ロ　入院対応等が可能な診療科目 ハ　手術等を実施する建物における建築時期 ニ　建物の構造 ホ　手術室数 ヘ　都道府県が指定する災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター及び小児救命救急センター・地域小児救命救急センターのいずれかである場合には、その旨 ト　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三の規定により都道府県と締結された医療措置協定の内容 チ　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二の規定に基づく臨床研修の実施状況 リ　専門研修の実施状況	病院又は診療所（ハにあっては病棟及び病院又は診療所、ニにあっては病棟）	ファイル等に記録する方法

項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	二　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	二の二　（略）	（略）	（略）
		（新設）	（新設）
等に記録する方法」という。）		（略）	（略）
		（新設）	（新設）

		医療機関機能に関する内容	
七　人員に係る内容 イ　臨床研修医の数 ロ　専門研修を受ける医師の数 ハ　診療科目別の医師及び専攻医の数 ニ　在宅医療部門の有無及び従事者の数 ホ　救急外来の有無及び従事者の数 ヘ　地域への派遣医師の数及び派遣先医療機関の数 ト　休日夜間等の体制等 (1)　休日及び夜間・時間外における救急受入体制の有無 (2)　休日及び夜間・時間外における次に掲げる診療体制の有無 (i)　検体検査 (ii)　ＣＴ検査 (iii)　ＭＲＩ検査 (iv)　消化管内視鏡検査 (v)　血管造影検査 (vi)　小児科診療 (vii)　産科診療 (viii)　全身麻酔を伴う手術	病院又は診療所	ファイル等に記録する方法	
八・九　（略）	（略）	十　救急医療の提供状況 イ　患者の年齢階級区分及び経路区分の組合せごとの救急搬送受入件数（転院搬送件数を含む。） ロ　救急患者連携搬送料の算定件数	十一　手術に関する実績 イ　手術・処置の実施件数（外科手術にあっては、全身麻酔を伴うものに限る。）
		病院又は診療所	病院又は診療所
	（略）	ファイル等に記録する方法（ロにあっては、レセプト情報による方法）	レセプト情報による方法

		（新設）	
（新設）	三・四　（略）	（新設）	（新設）
（新設）	（略）	（新設）	（新設）
（新設）	（略）	（新設）	（新設）

ロ　緊急手術・処置の実施件数		
十二　高齢者等への医療の提供状況 イ　年齢階級区分別の退院患者の人数 ロ　休日におけるリハビリテーション実施体制の有無 ハ　回復期リハビリテーション病棟入院料及び回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病棟又は病室を退棟若しくは退室した患者の人数 ニ　外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数 ホ　在宅復帰等に向けた取組 (1)　リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算の算定件数 (2)　排尿自立支援加算の算定件数 (3)　栄養サポートチーム加算の算定件数 (4)　摂食嚥下機能回復体制加算の算定件数 (5)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の算定件数	病院又は診療所	ファイル等に記録する方法（二及びホにあっては、レセプト情報による方法）
十三　高齢者施設等との連携状況 イ　協力医療機関として連携する高齢者施設等の数 ロ　協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者の緊急時の受入れのため確保している病床数	病院又は診療所	ファイル等に記録する方法（二にあっては、レセプト情報による方法）

	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）
	（新設）	（新設）

ハ　協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者に対する診療実績 ニ　協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数		
十四　在宅医療の提供状況 イ　在宅医療に係る連携先医療機関の数及び後方支援に係る連携先医療機関の数 ロ　同一敷地内又は隣接敷地内以外の連携する訪問看護ステーションの数 ハ　訪問診療の対象としている施設等の数 ニ　在宅医療の実績 (1)　在宅患者訪問診療料(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定件数 (2)　在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料及び退院後訪問指導料の算定件数 (3)　訪問看護費ロ及び介護予防訪問看護費ロの算定件数 (4)　訪問看護基本療養費、訪問看護費イ及び介護予防訪問看護費イの算定件数 (5)　在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、訪問リハビリテーション費及び介護予防訪問リハビリテーション費の算定件数	病院又は診療所	
	ファイル等に記録する方法（二(1)、(2)、(5)及び(6)並びにトにあっては、レセプト情報による方法）	
	（新設）	
	（新設）	
	（新設）	

（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第三条　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

		(6) 緊急往診加算、夜間・休日往診加算又は深夜往診加算を併算定している往診料の算定件数	
		(7) 看取り実績並びに病院又は診療所及び病院以外又は診療所以外における看取りの数	
		ホ 在宅療養患者の受入れのための確保病床の数	
		ヘ 在宅療養患者の診療実績	
		ト 在宅患者緊急入院診療加算の算定件数	
十五～二十五	（略）		
（略）	（略）		

改正後			改正前		
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。			医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。		
公表内容		公表単位	公表内容		公表単位
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 (1)～(3)　（略） (4) 急性期総合体制加算1から5までのいずれかを算定している病院にあっては、急性期総合体制加算1から5までのいずれを算定しているかの別 (5) 包括期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 (6) 看護・多職種協働加算を算定している病院にあっては、その旨 (7) 医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあっては、その旨	病棟（ロ（1）及びハ（1）、（2）及び（23）を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所）	構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 (1)～(3)　（略） (4) 総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定している病院にあっては、総合入院体制加算1から3までのいずれを算定しているかの別 (5) 急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨 （新設） （新設）	病棟（ロ（1）及びハ（1）、（2）、（7）及び（23）を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所）

		（削る）
		（削る）
		(8)～(10)　（略）
		(11)　コンピュータ断層撮影装置の数
		(i)　百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数
		(ii)　六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数
		(iii)～(v)　（略）
		(12)～(23)　（略）
（略）	（略）	（略）
入院患者に提供する医療の内容		
（略）	（略）	（略）
六　がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況	（略）	
イ～ル　（略）		
（削る）		
ヲ～レ　（略）		
（略）	（略）	
八　救急医療の実施状況	（略）	
イ～カ　（略）		
（削る）		
ヨ～レ　（略）		
（略）	（略）	
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況		
イ～ル　（略）		
ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ヌの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の（2）ト又は同（4）ハの日常生活機能の評価をいう。ワにおいて同		

		(6)　小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨
		(7)　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨
		(8)～(10)　（略）
		(11)　コンピュータ断層撮影装置の数（新設）
		(i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数
		(ii)～(iv)　（略）
		(12)～(23)　（略）
（略）	（略）	（略）
入院患者に提供する医療の内容		
（略）	（略）	（略）
六　がん、脳卒中、心筋梗塞その他の疾患の治療状況	（略）	
イ～ル　（略）		
ヲ　脳血管内手術の実施件数		
ワ～ソ　（略）		
（略）	（略）	
八　救急医療の実施状況	（略）	
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算1及び2の算定件数		
タ～ソ　（略）		
（略）	（略）	
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況		
イ～ル　（略）		
ヲ　回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟にあっては、ヌの患者のうち、入棟時の日常生活機能評価（基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）第九の十の（2）ト又は同（4）ハの日常生活機能の評価をいう。ヲにおいて同		

じ。）が十点以上又はＦＩＭ総得点（同（２）ト又は同（４）ハに規定するＦＩＭの得点の合計数をいう。ワにおいて同じ。）が五十五点以下であった者の数 ワ・カ　（略）	（略）
（略）	（略）

第四条　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。		医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	
公表内容	公表単位	公表内容	公表単位
医療機関機能（法第三十条の十三第一項に規定する医療機関機能をいう。以下同じ。） 一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日における医療機関機能 二　法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能	病院又は診療所	（新設） （新設）	（新設） （新設）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等 三　法第三十条の十三第一項第三号に規定する基準日病床機能	（略）	病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等 一　法第三十条の十三第一項第一号に規定する基準日病床機能	（略）
四　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第四号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）	二　基準日後病床機能（法第三十条の十三第一項第二号に規定する基準日後病床機能をいう。以下同じ。）	（略）
五　（略）	（略）	二の二　（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項 六　構造設備等 イ　同一敷地内又は隣接する敷地内の施設・事業所等 ロ　入院対応等が可能な診療科目 ハ　手術等を実施する建物における建築時期 ニ　建物の構造 ホ　手術室数 ヘ　都道府県が指定する災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター及び小児救命救急センター・地域小児救命救急センターのいずれかである場合には、その旨	病院又は診療所（ハにあっては病棟及び病院又は診療所、ニにあっては病棟）	構造設備及び人員の配置その他必要な事項	（新設）

ト　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三の規定により都道府県と締結された医療措置協定の内容 チ　医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二の規定に基づく臨床研修の実施状況 リ　専門研修の実施状況		
七　イ　人員に係る内容 ロ　専門研修を受ける医師の数 ハ　診療科目別の医師及び専攻医の数 ニ　在宅医療部門の有無及び従事者の数 ホ　救急外来の有無及び従事者の数 ヘ　地域への派遣医師の数及び派遣先医療機関の数 ト　休日夜間等の体制等 (1)　休日及び夜間・時間外における救急受入体制の有無 (2)　休日及び夜間・時間外における次に掲げる診療体制の有無 (i)　検体検査 (ii)　ＣＴ検査 (iii)　ＭＲＩ検査 (iv)　消化管内視鏡検査 (v)　血管造影検査 (vi)　小児科診療 (vii)　産科診療 (viii)　全身麻酔を伴う手術	病院又は診療所	医療機関機能に関する内容
八・九　（略）	（略）	
十　イ　救急医療の提供状況 患者の年齢階級区分及び経路区分の組合せごとの救急搬送受入件数（転院搬送件数を含む。） ロ　救急患者連携搬送料の算定件数	病院又は診療所	
十一　イ　手術に関する実績 手術・処置の実施件数（外科手術にあっては、全身麻酔を伴うものに限る。） ロ　緊急手術・処置の実施件数	病院又は診療所	

		（新設）
三・四　（略）	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）

十二　高齢者等への医療の提供状況 イ　年齢階級区分別の退院患者の人数 ロ　休日におけるリハビリテーション実施体制の有無 ハ　回復期リハビリテーション病棟入院料及び回復期リハビリテーション入院医療管理料を算定する病棟又は病室を退棟若しくは退室した患者の人数 ニ　外来における疾患別リハビリテーション料及び摂食機能療法の算定件数 ホ　在宅復帰等に向けた取組 (1)　リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算の算定件数 (2)　排尿自立支援加算の算定件数 (3)　栄養サポートチーム加算の算定件数 (4)　摂食嚥下機能回復体制加算の算定件数 (5)　褥瘡ハイリスク患者ケア加算の算定件数	病院又は診療所	（新設）
十三　高齢者施設等との連携状況 イ　協力医療機関として連携する高齢者施設等の数 ロ　協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者の緊急時の受入れのため確保している病床数 ハ　協力医療機関として連携する高齢者施設等の入所者に対する診療実績 ニ　協力対象施設入所者入院加算及び介護保険施設等連携往診加算の算定件数	病院又は診療所	（新設）
十四　在宅医療の提供状況 イ　在宅医療に係る連携先医療機関の数及び後方支援に係る連携先医療機関の数 ロ　同一敷地内又は隣接敷地内以外の連携する訪問看護ステーションの数 ハ　訪問診療の対象としている施設等の数 ニ　在宅医療の実績 (1)　在宅患者訪問診療料(Ⅰ)及び(Ⅲ)の算定件数 (2)　在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料及び退院後訪問指導料の算定件数	病院又は診療所	（新設）

改正後		改正前	
(3) 訪問看護費ロ及び介護予防訪問看護費ロの算定件数 (4) 訪問看護基本療養費、訪問看護費イ及び介護予防訪問看護費イの算定件数 (5) 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、訪問リハビリテーション費及び介護予防訪問リハビリテーション費の算定件数 (6) 緊急往診加算、夜間・休日往診加算又は深夜往診加算を併算定している往診料の算定件数 (7) 看取り実績並びに病院又は診療所及び病院以外又は診療所以外における看取りの数 ホ　在宅療養患者の受入れのための確保病床の数 ヘ　在宅療養患者の診療実績 ト　在宅患者緊急入院診療加算の算定件数			
十五～二十五　（略）	（略）	五～十五　（略）	（略）

（医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の一部改正）

第五条　医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（令和四年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

改正後

報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

報告内容	報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）
三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

二　（略） ホ　高額等の医療機器・設備の保有状況 (1)　コンピュータ断層撮影装置の数 (i)　百二十八列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)　六十四列以上百二十八列未満の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (iii)～(v)　（略） (2)～(11)　（略）	（略）	（略）

二　（略） ホ　高額等の医療機器・設備の保有状況 (1)　コンピュータ断層撮影装置の数 （新設） (i)　六十四列以上の検出器を有するコンピュータ断層撮影装置の数 (ii)～(iv)　（略） (2)～(11)　（略）	（略）	（略）

第六条　医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一　紹介受診重点外来の実施状況 イ・ロ　（略）	（略）	規則第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。） ただし、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「医療機関機能等報告」という。）において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

改　正　前

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の十二の規定により厚生労働大臣が定める外来医療は、その提供に当たって医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する入院医療と連続して同一患者に対して提供される外来医療、紹介患者に対して提供される外来医療その他医療従事者又は医薬品、医療機器その他の医療に関する物資を重点的に活用する外来医療（以下「紹介受診重点外来」と総称する。）とし、規則第三十条の三十三の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一　紹介受診重点外来の実施状況 イ・ロ　（略）	（略）	規則第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法（以下「レセプト情報による方法」という。） ただし、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項の規定による報告（以下「病床機能報告」という。）において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

（医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示の一部改正）

第七条　医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和八年厚生労働省告示第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略） 三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）	（略） 三　地域における外来医療（紹介受診重点外来を除く。）の実施状況に係る事項並びに人員の配置及び医療機器等の保有状況その他の必要な事項 イ・ロ　（略）
（略） （略） レセプト情報による方法 ただし、医療機関機能等報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。 （略） ファイル等に記録する方法 ただし、医療機関機能等報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。	（略） （略） レセプト情報による方法 ただし、病床機能報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。 （略） ファイル等に記録する方法 ただし、病床機能報告において報告を行う場合においては、報告を省略することができる。

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）	（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）	（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）	（略）	（略）

第四条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

公表内容	公表単位
（略）	（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）
（略）	（略）

公表内容	公表単位
（略）	（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）
（略）	（略）

附　則

（適用期日）

一　この告示は、告示の日から適用する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は令和八年十月一日から適用する。

（経過措置）

二　第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第三条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる医療機関機能等報告（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項の規定による報告をいう。）から適用する。

三　第五条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の規定は、令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる外来機能報告（医療法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定による報告をいう。）から適用する。